



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

福島復興加速への取組

令和7年2月
復興庁福島復興局

目 次

1. 東日本大震災の発生と福島第一原発事故

(1) 東日本大震災の概要	3
(2) 避難指示区域の設定とこれまでの避難指示解除	4
(3) 避難者数・避難指示解除の状況	5
(4) 帰還等の促進・生活再建	6
(5) 帰還困難区域が残る市町村の居住状況	7

2. 復興庁による復興の取組

(1) 復興庁の体制	9
(2) 東日本大震災復興基本法	10
(3) 復興の基本方針の変遷	11
(4) 福島復興再生特別措置法の概要	14
(5) 福島復興再生基本方針の概要	17
(6) 特定復興再生拠点区域の整備	18
(7) 特定帰還居住区域の整備	19
(8) 福島イノベーション・コースト構想	20
(9) 福島国際研究教育機構（F-REI）の概要	21
(10) 東日本大震災復興特別区域法	22
(11) 復興特区制度	23
(12) 令和7年度復興庁予算概算決定のポイント	24
(13) 令和7年度税制改正の概要（復興庁関係部分）	37
(14) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化	39

3. これまでの支援事例

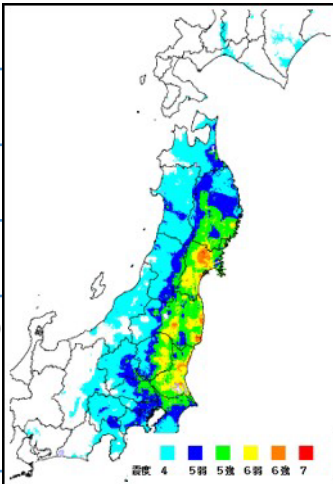
復興・再生に向けた支援事例	42
---------------	----

4. 関係省庁等との連携

(1) 福島復興再生総局	54
(2) 福島地方環境事務所の取組事例	55
(3) 東北農政局の取組事例	58
(4) 福島相双復興官民合同チームの取組事例	60
(5) 福島イノベーション・コースト構想推進機構の 取組事例	61

1. 東日本大震災の発生と 福島第一原発事故

(1) 東日本大震災の概要

	東日本大震災		(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日 14:46		平成7年1月17日 5:46
マグニチュード	9.0		7.3
地震型	海溝型		内陸型
被災地	農林水産地域中心		都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部		1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)		数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害, 多数の地区が壊滅。		建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,775名(震災関連死を含む) (岩手:5,146名、宮城:10,571名、福島3,943名) 行方不明者 2,550名(岩手:1,107名、宮城:1,215名、福島:224名)		死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,050棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,480棟)		104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)		25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)		—

(2) 避難指示区域の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

・警戒区域（福島第一から半径20km）

【原則立入禁止、宿泊禁止】

・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）

【立入可、宿泊原則禁止】

・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）

【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）

【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可

・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）

【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】

・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）

【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

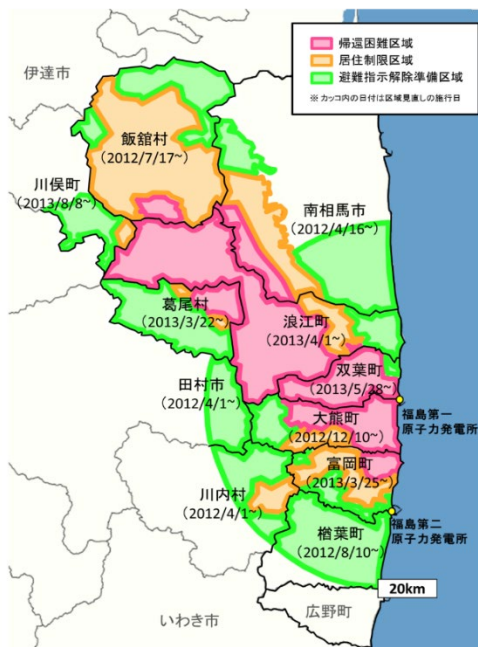
6. 避難指示の解除

平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。

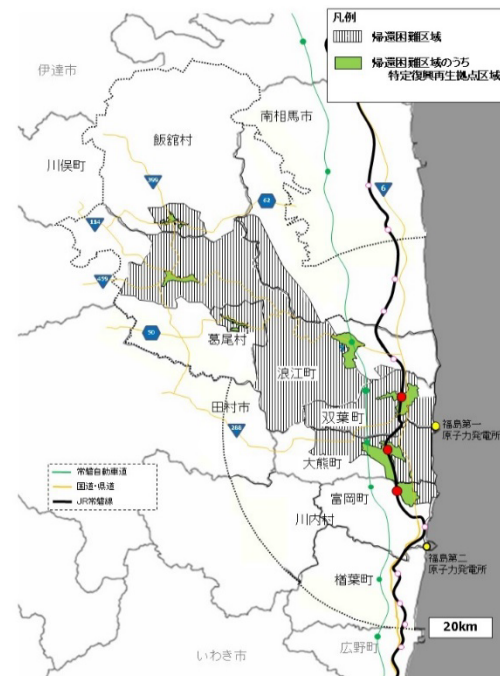
（平成23年4月22日時点
（事故直後の区域設定が完了））



（平成25年8月
（区域見直しの完了時点））



（令和5年5月
（浪江町、富岡町、飯館村避難指示解除時点））



(3) 避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者
約2.6万人 (2024年11月時点)

※ピーク時 (2012年5月) は約16.5万人

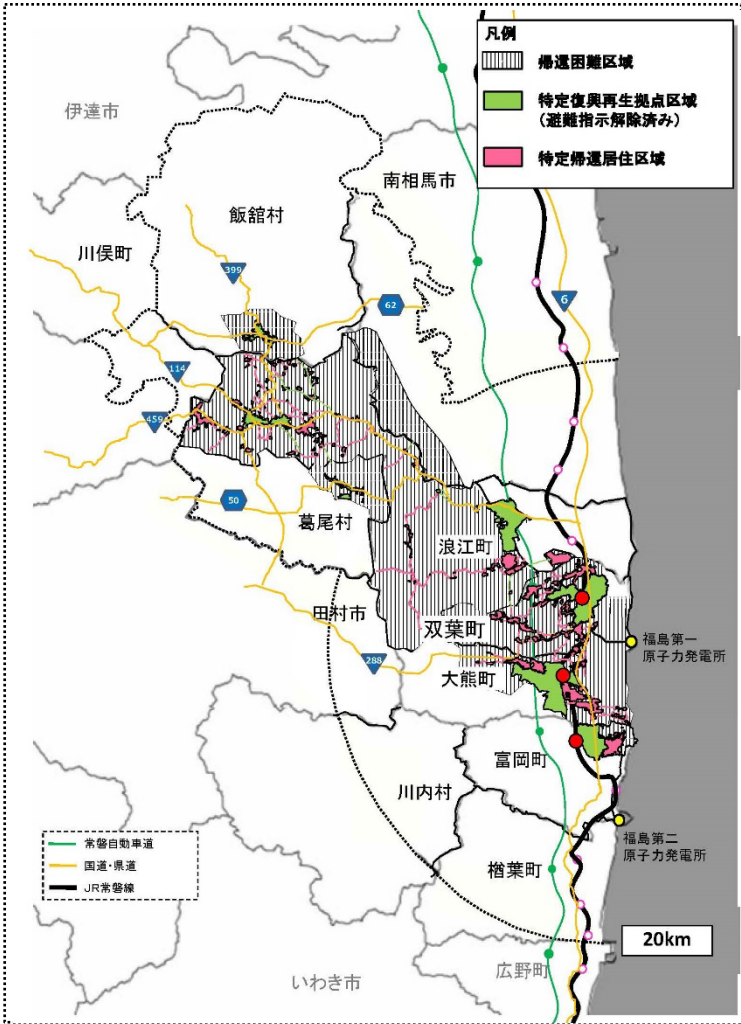
避難指示区域からの避難対象者
約8千人 (2023年4月時点)

※避難指示区域設定時 (2013年8月) は約8.1万人
※6町村の帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外

【避難指示解除の状況】

区域		時期	対応
避難指示解除準備区域・居住制限区域		令和2年3月まで	全ての区域での避難指示解除を完了
帰還困難区域	特定復興再生拠点区域 (葛尾村 大熊町 双葉町 浪江町 富岡町 飯館村)	令和2年3月	JR双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除
		令和4年6月	葛尾村及び大熊町で避難指示解除
		令和4年8月	双葉町で避難指示解除
		令和5年3月	浪江町で避難指示解除
		令和5年4月	富岡町 (夜の森・大菅地区) で避難指示解除
		令和5年5月	飯館村で避難指示解除
		令和5年11月	富岡町 (小良ヶ浜・深谷地区内) で避難指示解除
	拠点区域外	令和3年8月	「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定
		令和5年6月	福島特措法改正が公布・施行 (「特定帰還居住区域」)
		令和5年9月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
		令和6年1月	「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
		令和6年2月	「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」について変更認定 「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定
		令和6年4月	「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について変更認定

避難指示区域の概念図 (2024年4月23日時点)



・ 東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1798報：2024年12月9日)による。

・ 避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報 (2023年4月1日時点の住民登録数) を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

(4) 帰還等の促進・生活再建

- (取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備
・新たな住民の移住・定住の促進(「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など)

医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年4月 富岡町
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年4月 大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
2021年2月 大熊町診療所 開所
2021年12月 小高診療所 開所
2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
2022年6月 浪江町「ふれあい福祉センター」開設
2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

教育

- 小中学校再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開済み
12市町村内の新規開校など最近の動き
2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年4月「いいたて希望の里学園」開校
2021年4月「川内小中学園」開校
2022年4月「富岡小学校」
「富岡中学校」開校
2022年4月「檜葉小学校」開校
2023年4月「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開(8月～新校舎利用)
2024年3月 双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想をとりまとめ
2025年1月「ふたば支援学校(旧富岡支援学校)」が檜葉町内で再開



学び舎ゆめの森

働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地「株式会社エヌビーエス」工場稼働
2021年5月 川内村 田ノ入工業団地「大橋機産」稼働
2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
2023年4月 双葉町 浅野燃系「フタバスーパーゼロミル」開所
2023年7月 南相馬市 下太田工業団地 ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所

住まい

- 復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

交通機関等

- 〔JR常磐線〕
2020年3月 全線再開、Jヴィレッジ駅常設
〔常磐自動車道〕
2020年3月「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月「相馬IC～相馬山上IC」開通
2020年8月「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年4月 全線開通



Jヴィレッジ駅開業式

買い物環境

- 2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業
2018年6月 檜葉町 「ここなら笑店街」開業
2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
2020年2月 南相馬市 「ヨークベニマル原町店」開業
2021年4月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業
2023年8月 双葉町 「ファミリーマート双葉町産業交流センター/S店」開業
2023年8月 飯舘村 移動販売「セブンあんしんお届け便」開始



道の駅「なみえ」

(5) 帰還困難区域が残る市町村の居住状況

市町村名	住基人口	居住人口	居住率
南相馬市	55,849	52,985	94.9%
うち旧避難指示区域 (小高区等)	6,756	4,346	64.3%
富岡町	11,338	2,565	22.6%
大熊町	9,947	874	8.8%
双葉町	5,303	174	3.3%
浪江町	14,666	2,251	15.3%
葛尾村	1,228	463	37.7%
飯舘村	4,529	1,521	33.6%

【自治体集計時点】

◆ 令和6年11月30日：南相馬市、大熊町、双葉町、浪江町

◆ 令和6年12月1日：富岡町、葛尾村、飯舘村

(出典：自治体公表資料等を基に福島復興局作成)

2. 復興庁による復興の取組

(1) 復興庁の体制

復興庁

本庁（東京）

岩手復興局
（釜石市）

盛岡支所

宮古支所

宮城復興局
（石巻市）

仙台支所

気仙沼支所

福島復興局
（福島市）

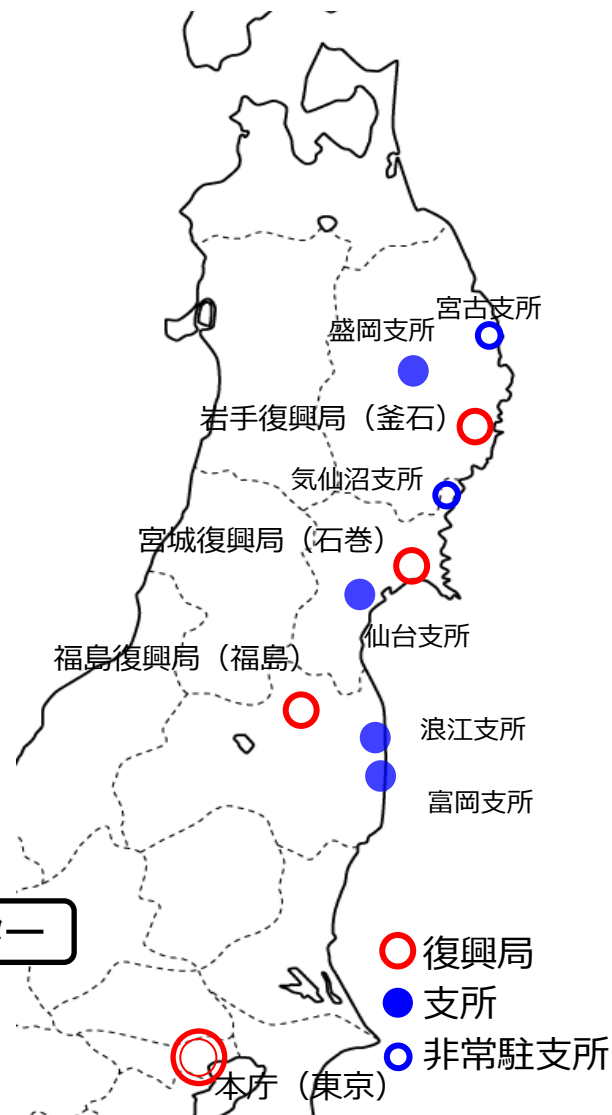
富岡支所

浪江支所

帰還・移住等環境整備センター

復興推進会議（閣僚級会合）

復興推進委員会（有識者会合）



(2) 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）

《抄》

（目的）

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

（※ 1） 第三条に規定する「前条」（第二条第 1 号～第 6 号）は省略。

（※ 2） 「東日本大震災復興基本方針」については、次頁「（3）復興の基本方針の変遷」参照。

(3) 復興の基本方針の変遷

I 集中復興期間 (H23.3～H28.3)

「東日本大震災からの復興の基本方針」 (H23.7閣議決定／H23.8改定)

被災地の一刻も早い復旧復興を目指す

<組織・制度>

- ・復興基本法 公布・施行 (H23.6)
→復興対策本部設置
- ・復興庁設置法 公布 (H23.12)
施行 (H24.2)
→復興庁創設
- ・復興特区法 公布・施行 (H23.12)
- ・中長期ロードマップ※決定 (H23.12)
※R1改訂
- ・東日本大震災復興特別会計創設 (H24.4)

※東京電力ホールディングス(株)福島第一
原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期
ロードマップ

<その他>

- ・応急仮設住宅等の入居戸数ピーク (H24.3)
- ・福島県において漁業の試験操業開始
(H24.6～。R3.3まで試験操業を実施し、
現在は本格操業への移行段階)
- ・避難所が解消 (H25.2)
- ・避難指示区域の見直し完了 (H25.8)
- ・福島県の一部地域を除き、災害廃棄物
処理が完了 (-H26.3)

II 第1期復興・創生期間 (H28.4～R3.3)

「復興・創生期間」における 「東日本大震災からの復興の基本方針」 (H28.3閣議決定／H31.3改定)

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題
や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災
地の自立につながり、
地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指
す

<組織・制度>

- ・特定復興再生拠点区域制度が創設 (H29.2)
- ・復興庁の設置期限が10年延長 (R2.6)

<その他>

- ・被災した319漁港の全ての陸揚げ機能回復
(R30.3)
- ・主要港湾施設の復旧が完了 (H30.3)
- ・帰還困難区域を除く8県100市町村において
面的除染が完了 (H30.3)
- ・帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示
が解除 (R2.3)
- ・住宅再建・復興まちづくりが完了し、
公共インフラ工事も概ね完了 (-R2.12)
- ・岩手県・宮城県において応急仮設住宅の
供与終了 (R3.3)
- ・福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等
(帰還困難区域のものを除く) の中間貯蔵
施設への搬入が概ね完了
- ・仮設工場等の仮設施設から、累計3090事業
者が退去し、入居者は97事業者となった
(R3.3)

III 第2期復興・創生期間 (R3.4～R8.3) <現在>

「第2期復興・創生期間以降における 東日本大震災からの復興の基本方針」 (R3.3閣議決定／R6.3改定)

第1期復興・創生期間の理念を継承

(1) 地震津波被災地域

残された課題について、きめ細かく対応

- ・被災者支援について復興の進展に応じて生じる
課題にきめ細かく対応
- ・移転元地等の活用を後押し
- ・被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工
原料転換等を支援

(2) 原子力災害被災地域

引き続き国が前面に立って、中長期的に対応

- ・事故収束及び環境再生に向けた取組を継続
- ・帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進
- ・帰還困難区域における
特定復興再生拠点区域、拠点区域外への帰還、
居住に向けた取組を推進
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進、
福島国際研究教育機構の取組の推進
- ・農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、
風評被害への対応

(3) 記憶・教訓の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・震災遺構・伝承施設との連携
- ・効果的な復興の手法・取組、民間のノウハウ
等の取りまとめ、関係機関への普及・啓発
- ・復興施策の評価

【参考】「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（概要）

〔令和6年3月19日 閣議決定 ※令和3年3月9日に閣議決定した方針の3年目見直し〕

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

- **ハード事業**
 - ・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続
- **被災者支援**(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)
 - ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続
- **子どもの支援**(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)
 - ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
 - (※) 第2期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応
- **住まいとまちの復興**
 - ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
 - ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し
- **産業・生業**
 - ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
 - ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援
- **地方創生との連携強化**
 - ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・とりまとめを実施した効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題を関係機関等へ普及・啓発

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要

⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

- **事故収束**
 - ・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施
 - ・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応
- **環境再生に向けた取組**
 - ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
 - ・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
 - ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
 - ・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進
- **福島イノベーション・コースト構想の推進**
 - ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進
- **福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進**
 - ・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進(R5. 4設立)
- **事業者・農林漁業者の再建**
 - ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
 - ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
 - ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進
 - ・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進

事業規模と財源

- ・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度
- ※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保

組織

- ・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
- ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

- 「第2期復興・創生期間」の後の次の5年間（令和8年度～12年度）に向けて、東日本大震災からの復興について、現時点における基本姿勢や各分野の取組、復興を支える仕組み、組織の在り方のほか、検討すべき主な課題を明らかにするもの
- 本決定に掲げられた課題について、まずは次の5年間で何としても解決していくという強い決意の下で、総力を挙げて取り組む
- 次の5年間の初年度（令和8年度）の予算編成に反映させるため、さらに具体化を進め、令和7年夏までに基本方針を見直す

各分野の主な取組、課題等

1. 原子力災害被災地域

- 地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、施策を具体化
- **事故収束**（廃炉・汚染水・処理水対策）
 - ・燃料デブリの試験的取出しにより得られた知見を活かした取出し量拡大のための工法の具体化・研究開発、長期的取組への体制構築
 - **環境再生に向けた取組**
 - ・2045年までの県外最終処分に向け、新たに設置された閣僚会議の下で除去土壌の再生利用先の創出等を具体化し、国が責任をもって取り組む
 - **帰還・移住等の促進、生活再建等**
 - ・特定帰還居住区域における除染やインフラ整備等の取組を推進
 - ・帰還困難区域における森林整備をはじめとする活動の再開等を検討
 - **福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進**
 - ・理事長のリーダーシップの下で質の高い研究開発を推進
 - ・内外の優秀な研究者を迎えるための生活環境整備
 - **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建**
 - ・地域の雇用創出・拡大や、経済効果が見込める企業への支援
 - ・衛星・宇宙関連の将来の産業化等に向け、スタートアップ企業等を支援
 - **農林漁業者の再建**
 - ・市町村が定める地域農業の将来の在り方についての計画など、地域の実情を踏まえた営農再開の推進
 - ・帰還困難区域も含めた森林作業のガイドライン策定等
 - ・計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進
 - **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
 - ・食品等の規制に関する対応のほか、農林水産物の流通段階での産地競争力強化などの取組を効果的に推進

2. 地震・津波被災地域

- **ハード整備や住まいの再建**はほぼ完了、**産業や生業**に関する取組も進展し成果
 - ・これらに関しては、第2期復興・創生期間の終了までの間にこれまで培ってきたノウハウの被災地方公共団体等への継承や政府全体の施策との連携を促進
- **心のケアや被災した子どもに対する支援**等は中長期的取組が必要
 - ・これらの課題については、政府全体の施策の活用を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・第2期復興・創生期間以降においても、各種機会をとらえて、正確な情報を随時わかりやすく発信
- ・国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携
- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備

復興を支える仕組み等

- **財源等**
 - ・次の5年間は本決定に掲げられた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。
 - ・令和8年度から5年間の事業規模は1兆円台後半の見込み。
 - ・この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分を超えるものと見込まれる。
- **自治体支援**
 - ・必要な人材確保策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続
- **組織**
 - ・令和7年夏までに所要の検討
- **その他**
 - ・基本方針は、次の期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

(4) 福島復興再生特別措置法の概要

(公布：平成24年3月31日、改正：平成25年5月10日、平成27年5月7日、平成29年5月19日、令和2年6月12日、令和4年6月17日、令和5年6月9日)

目的

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

福島復興再生基本方針（閣議決定）

福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）

（原子力災害からの福島の復興及び再生）

原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

（避難指示・解除区域の復興及び再生）

避難解除等区域の復興・再生

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

（福島全域の復興及び再生）

放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

原子力災害からの産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定帰還居住区域復興再生計画

農用地利用集積等促進計画

帰還・移住等環境整備事業計画

生活拠点形成事業計画

企業立地促進計画

新産業創出等推進事業促進計画

特定事業活動振興計画

福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

【参考】福島復興再生特別措置法の一部改正（令和5年6月9日公布・施行）

＜予算関連法律＞

背景・必要性

＜帰還困難区域に係る現行制度＞～特定復興再生拠点区域（「**拠点区域**」）（平成29年改正）～

- 福島県内に、帰還困難区域（将来にわたる居住制限を原則）を設定（平成23年～25年）。
- 平成29年の福島特措法改正により、市町村長が、**帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点（新しいまちづくり）となる「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）**を設定できる制度を創設。これまで除染、インフラ整備等を進め、一部では避難指示解除済。

＜帰還困難区域のうち、『**拠点区域外**』の対応について＞（**政府方針**の決定：令和3年8月）

- 未だに**拠点区域外**では、**帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況**。
- 地元住民から「**拠点区域外にある自宅に帰りたい**」「**元居た場所で生活を再開したい**」との強いお声と共に、地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望を頂いてきた。
- 令和3年8月、**2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進めるという**政府方針を決定****。

上記**政府方針を実施**するため、以下の措置を講ずる

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設等

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる**制度を創設**

(区域のイメージ)

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定 (要件は以下通り)

- ①放射線量を一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が**特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣が認定**
- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用
 - (1)**除染等の実施(国費負担)**
 - (2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

(5) 福島復興再生基本方針の概要〔令和5年7月28日閣議決定〕

＜福島復興再生基本方針の改定＞

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、令和5年7月28日に4度目の改定）
- 令和5年6月に施行された改正福島特措法において、特定避難指示区域市町村の長は、「**福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる**」（改正後の法第17条の9第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針を改定するもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

＜改定後の各取組の概要＞ ※赤字は主な改定箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	・ ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、 特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域 外の帰還困難区域に係る取組
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・ 農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ 福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、 新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立 、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・ 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	・ 鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

(6) 特定復興再生拠点区域の整備

- 2017年に福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」(拠点区域)を設定できる制度を創設。
- 当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の計画を認定。
2023年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。

双葉町 (2022年8月30日解除)



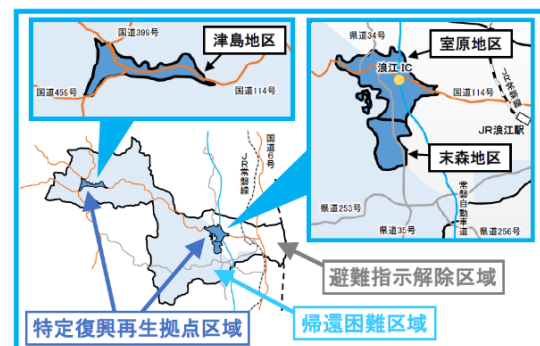
- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・計画認定：2017年9月15日

大熊町 (2022年6月30日解除)



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・計画認定：2017年11月10日

浪江町 (2023年3月31日解除)



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・計画認定：2017年12月22日

富岡町 (2023年4月1日解除)



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・計画認定：2018年3月9日

※2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除

飯舘村 (2023年5月1日解除)



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・計画認定：2018年4月20日

葛尾村 (2022年6月12日解除)



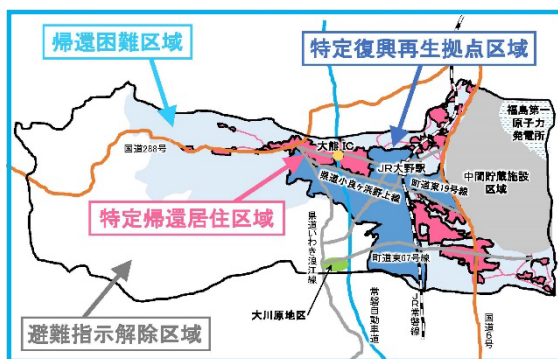
- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・計画認定：2018年5月11日

(7) 特定帰還居住区域の整備

- 令和6年4月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。当該計画に基づき、4町において順次、除染等を開始。引き続き、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施。
- 葛尾村においては、令和5年度に実施した帰還意向調査の結果を踏まえ、今後、計画を作成予定。
- 帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施する方針であり、令和6年8月以降、4町において順次、2回目を開始。

認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画の概要

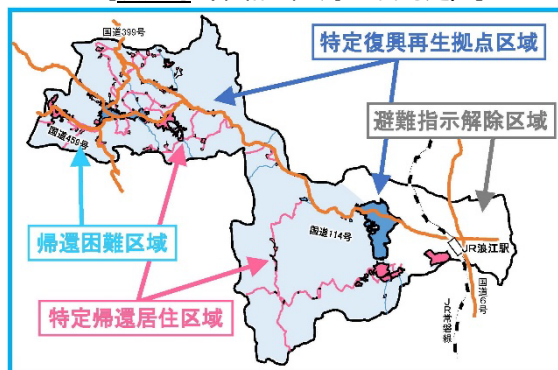
【大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）】



【双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）】



【浪江町（令和6年1月16日認定）】



【富岡町（令和6年2月16日認定）】



(8) 福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、地域の復興を支えることを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく。

取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

具体的取組

①産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

②教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動したキャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

③交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造等
- による来訪者の促進 等

④情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害伝承館」
- を起点とする情報発信 等

重点6分野

廃炉

国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）



楡葉遠隔技術開発センター

エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）



（福島ロボットテストフィールドは、2025年4月F-REIに統合予定）

農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

(9) 福島国際研究教育機構 (F-REI) の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとするとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

内閣総理大臣 復興大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるよう必要な予算を確保

福島国際研究教育機構(F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation

〔福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人〕

理事長：山崎光悦（前金沢大学長）

理事長のリーダーシップの下で、研究開発、産業化、人材育成等を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境（国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備）
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
 - 地域の未来を担う若者世代
 - 企業の専門人材等
- に対する人材育成

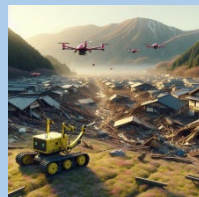
司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画（R4.8.26策定）

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ロボット・ドローンを活用した被災者の捜索・救助

【②農林水産業】

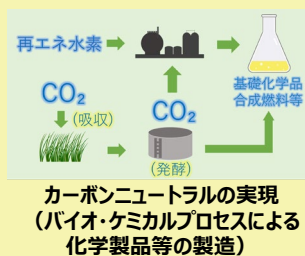
農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



農林水産業のスマート化（農機制御システム）

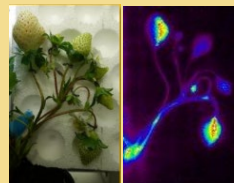
【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

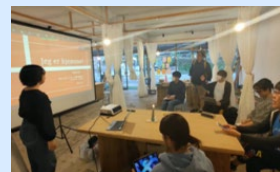
放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



放射線イメージング技術の研究開発

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

＜機構及び仮事務所の立地＞

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本部：ふれあいセンターなみえ内

本施設：浪江町川添地区

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

(10) 東日本大震災復興特別区域法 (改正概要) (令和3年4月1日施行)

制度の趣旨

- **地域の創意工夫**により、地域限定で思い切った措置
- 被災自治体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、**各種特例をワンストップで適用**



計画に位置付けた特例措置により、復興の円滑かつ迅速な推進に貢献

○ 「※**特定被災区域** (11道県227市町村)」内において、自治体が以下の**3つの計画**を作成することが可能

改正

対象地域を重点化

1. 復興推進計画

- 目的
居住の安定や雇用機会の確保、産業の活性化など
- 主体
市町村等が作成(**総理認定**)
- **規制の特例**
用途地域における建築制限の緩和など
- **税制の特例**
復興産業集積区域では、雇用機会の確保のため、事業者の所属税等の一定割合を軽減
- **金融(利子補給)の特例**
復興の中核となる民間事業への支援(5年間、0.7%以内)

改正

対象地域を重点化

改正

対象地域を重点化

2. 復興整備計画

- 目的
市街地の整備、農業生産の基盤整備など
- 主体
市町村等が作成
- 許可の基準緩和
市街化調整区域における開発行為など
- **許認可の手続き等のワンストップ化**
協議会にて関係者同意、計画の公表により特例の発効
- 用地確保の円滑化
土地収用手続きの迅速化

改正

廃止

3. 復興交付金事業計画

- 目的
著しい被害を受けた地域における復興事業の実施を財政面で支援
- 主体
市町村等が作成(総理に提出)
- **ワンストップ化**
計画に含まれる全ての事業をパッケージで支援対象
- 執行の弾力化、手続の簡素化
事業間の資金の流用が可能。また、変更の手続きが通常の補助金等よりも簡素化

※ 特定被災区域…大震災後に都道府県知事が応急的な救助(避難所及び応急仮設住宅の供与等)を行った市町村

(出典:復興庁公表資料を基に、福島復興局一部改変)

(11) 復興特区制度

○ 東日本大震災復興特別区域法に基づき、地方公共団体が作成し内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画のもと、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

《税制上の特例》

- ・事業用設備等の特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除
- ・開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除
- ・新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入（再投資時の即時償却）

復興推進計画（税制特例）	業種	集積区域（※ ₁ ）
サンシャイン観光推進特区 （福島第7号計画）	観光関連産業	いわき市
津波被災地復興商業特区 （福島第71号計画）	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市
ふくしま産業復興投資促進特区 （福島第131号計画）	①製造業 ②農林水産業	15市町村
ふくしま観光復興促進特区 （福島第132号計画）	観光関連産業	8市町村

※₁ 集積区域の詳細については、各復興推進計画に定められた区域。
※₂ 他に、ふくしま産業復興投資促進特区（2号）、ふくしま観光復興促進特区（55号）あり。（既指定事業者のための計画であり、新規指定不可。）

特例活用事業者総数（※ ₃ ）		2,845件					※ ₃ 同一の事業者が複数の特例で指定されている場合、重複して計上。
業種別	製造業 ※食品製造業等を除く	農業・林業 漁業	卸売業 小売業	食料品 製造業等	電気・ガス・熱 供給・指導業	その他	
	1,261件	252件	240件	193件	507件	392件	
特例別	事業用設備等の 特別償却又は税額 控除 （特区法37条）	被災雇用者等に対する 給与等支給額の税額 控除 （特区法38条）	開発研究用減価償 却資産の特別償却及 び税額控除 （特区法39条）	新設法人の再投資等 準備金積立額の損金 算入 （特区法40条）			
	1,693件	1,098件	53件	1件			

【税制の特例を講ずる事業者の指定件数の累計（R6.6.30時点）】

《金融上の特例》 事業者への低利融資（5年間 補給率0.7%以内）

特 例 活 用 事 業 者 数 ※	116件
対 象 事 業 の 融 資 見 込 額	2,362億円
対 象 事 業 の 投 資 見 込 額	5,601億円
新 規 雇 用 予 定 者 数	4,347人

※ 複数回活用している事業者については、1件として集計。

【復興推進計画認定時点の見込額の累計（R7.1.31時点）】

《規制・手続等の特例》 地方公共団体や事業者の負担軽減

規制・手続等の認定を受けた特例と活用件数	
①医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（福島第1号計画） ↳緩和を受けた件数：4件	
②地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和（福島第3号計画） ↳緩和を受けた件数：9件	
③医療機関・介護施設等の開設等に係る基準等の特例（福島第3号計画） ↳特例を受けた件数：4件	
④公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和（福島第17号計画） ↳特例により譲渡された公営住宅戸数：129戸	
⑤応急仮設建築物の存続期間の延長の特例（福島第5号計画、福島第18号計画） ↳特例を受けた件数：212件	

※₁ ①：計画期間満了。
※₂ ⑤：建築基準法の改正（R4.5.31）により、同法において延長手続きが可能となった。

【規制・手続等の認定を受けた数値の累計（R6.7.31時点）】

(12) 令和7年度復興庁予算 概算決定のポイント

令和7年度 概算決定額（復興庁所管）：4,864億円 [前年度予算額：4,707億円 +158億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

I. 被災者支援：199億円（前年度 218億円）

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援など、きめ細かな支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (77億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (16億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (14億円)
- 仮設住宅等 (4億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (7億円)
- 地域医療再生基金 (35億円) 等

II. 住宅再建・復興まちづくり：675億円（前年度 530億円）

災害公営住宅の家賃低減のほか、災害復旧事業等の支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (230億円)
- 社会資本整備総合交付金 (260億円)
- 国営追悼・祈念施設整備事業 (41億円)
- 森林整備事業 (39億円)
- 災害復旧事業 (96億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

V. 創造的復興：224億円（前年度 239億円）

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 福島国際研究教育機構関連事業 (164億円)
- 福島イノベーション・コースト構想関連事業 (54億円)
- 移住等の促進（福島再生加速化交付金の内数）
- 福島県高付加価値産地展開支援事業 (3億円)
- 「新しい東北」普及展開等推進事業 (2億円)
- 「大阪・関西万博」関連事業 (3億円)

III. 産業・生業（なりわい）の再生：361億円（前年度 331億円）

原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するほか、ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災地の水産業等への支援を実施。

- 水産業復興販売加速化支援事業 (41億円)・漁業・養殖業復興支援事業 (44億円)
- 福島県農林水産業復興創生事業 (37億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (110億円)
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (24億円)
- 福島県における観光関連復興支援事業 (5億円)・ブルーツーリズム推進支援事業 (3億円) 等

IV. 原子力災害からの復興・再生：3,355億円（前年度 3,338億円）

避難指示解除区域における生活環境の整備や、特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵関連事業を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- 特定復興再生拠点整備事業 (199億円)・特定帰還居住区域整備事業 (620億円)
- 福島再生加速化交付金 (599億円)・福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (52億円)
- 除去土壌等適正管理・原状回復等 (159億円)・放射性物質汚染廃棄物処理 (413億円)
- 中間貯蔵関連 (1,045億円)・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策 (20億円)
- 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業 (37億円) 等

※ 上記のほか、復興庁一般行政経費等(49億円)などを計上。

※ 福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも運営費等を計上(2億円)、全体で165億円。

※ 「大阪・関西万博」関連事業(3億円)には、IVに含まれる「地域の魅力等発信基盤整備事業」の内数も含む。

(12) - 1 福島再生加速化交付金

令和7年度概算決定額 599億円（令和6年度当初予算額 601億円）

事業概要・目的

- 復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

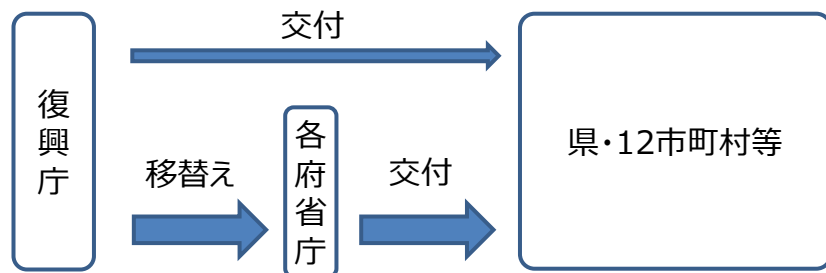
（参考）「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和6年3月19日）（抄）

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和3年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（災害公営住宅、市街地の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

【参考】福島再生加速化交付金の各事業（実施例）

帰還・移住等環境整備

生活拠点の整備

- ・復興拠点や住宅環境、防災拠点施設の整備など。



生活環境の向上対策

- ・水道施設の整備など。



健康管理・健康不安対策

- ・相談員の育成・配置、個人線量計の配布、自家消費野菜の放射線測定事業など。



社会福祉施設整備

- ・幼保連携型認定こども園の新設、社会福祉施設の整備など。



農林水産業再開のための環境整備

- ・農地や農業用施設の整備など。

出典：福島県



商工業再開のための環境整備

- ・工業団地や産業団地の整備など。



移住等の促進

- ・移住支援金及び起業支援金の給付、移住施策推進の体制整備、移住・定住の情報発信、移住者の住まいの確保に関する支援など。

長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

- ・復興公営住宅を整備。



福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保

- ・運動施設、公園の整備等、子どもが安心して運動できる環境を整備。



地域の魅力向上・発信

- ・風評動向調査、地域の魅力を発信するコンテンツ（動画等）作成、ポータルサイト構築、体験等企画実施（モニターツアー、イベント等）など。

その他

既存ストック活用まちづくり支援

- ・空き地・空き家等を活用したまちづくり支援。

浜通り地域等産業発展環境整備

- ・福島イノベーション構想の推進に係る交流人口・関係人口拡大に向けた取組や、新たな起業・創業を支援。

水産業共同利用施設復興促進整備

- ・荷さばき施設、水産加工処理施設などを整備。

【参考】移住・定住の促進 ※福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の内数

○ 避難指示の長期化の影響などもあり、帰還の意向を有する方が限られている中で、帰還促進に加えて、「**復興の担い手**」となる**移住人材の確保**が必要。

○ 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等を呼び込む戦略が必要。



① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**（令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充）

② ふくしま12市町村移住支援センターによる**広域的な取組の実施**

③ 12市町村への移住を検討している方々に対する直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金**を給付（令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加）

12市町村による取組事例

○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

○ 受入体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

○ 移住セミナー・体験ツアーの実施

移住のきっかけの提供や、移住後生活のイメージを具体化

ふくしま12市町村移住支援センターによる戦略的な情報発信と呼び込み

○ 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するポータルサイト「#未来ワークふくしま」を運用

○ ポータルサイトに加え、各種SNS、タレント等を活用したYouTube動画プロモーションなど、様々なメディアを活用

○ 先輩移住者へのインタビュー記事及び移住者向け求人情報、空き家物件や家賃相場等の住まい情報を総合的に発信

○ 移住セミナーや移住体験ツアーの実施により、12市町村の魅力のPRや移住に係る疑問等の解消のほか、移住後におけるミスマッチを軽減

個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金**を給付

(12) - 2 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

令和7年度概算決定額 52億円（令和6年度当初予算額 53億円）

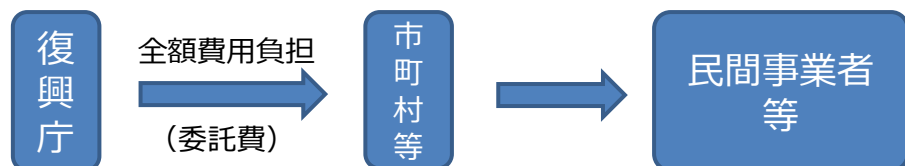
事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施。
- 原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。
- 「第2期復興・創生期間」以降における基本方針（抄）
 - 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組
 - (2) 原子力災害被災地域
 - ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等
 - ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
 - ・ 原子力被災12市町村
- 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、
楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
- (2) 実施事業の例
 - ① 生活環境の改善のための取組
 - ★ 公共施設・公益的施設の機能回復
施設の清掃・修繕（消耗品の交換を含む） 等
 - ② 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
医療・介護サービス提供支援 等
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、被災者の交流事業 等
 - ③ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等
 - ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、防犯パトロール
鳥獣被害対策 等
 - ★ 住民の一時帰宅支援
バス等の運行、仮設トイレの設置 等

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害の被災市町村の生活環境の改善、帰還の支援、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しする。

【参考】福島生活環境整備・帰還再生加速事業（実施例）

事業概要・目的

※対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
- 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

<生活環境の整備（機能回復）：活用事例>

○道路舗装等機能回復事業

避難指示により、長期間管理不能状態であった道路の舗装等の機能回復を実施。



○公園整備再生事業

避難指示により適切な維持・管理ができず荒廃した公園を、住民の憩いの場として安全に利用できるよう修繕等を実施。

<地域コミュニティ機能の維持・確保：活用事例>

○「ふたばワールド」

双葉地域8町村のシンボリックイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。



○ICTを活用した情報提供事業

避難している住民と自治体とのつながり維持のため、復興情報・防災情報等をICTを活用し配信。

<避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援：活用事例>

○防犯・防災パトロール事業

犯罪防止や災害・火災等の早期発見を目的に区域内のパトロールを実施。

○有害鳥獣捕獲事業

一時帰宅する町民の安全確保を図るため、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲及び処分等を実施。



<生活基盤施設・サービスの代替・補完：活用事例>

○診療所非常勤医師派遣事業

市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。



○生活交通整備事業

役場や文化交流センターを含む生活関連施設への交通手段を確保するため、町内を循環する路線バスを運行。

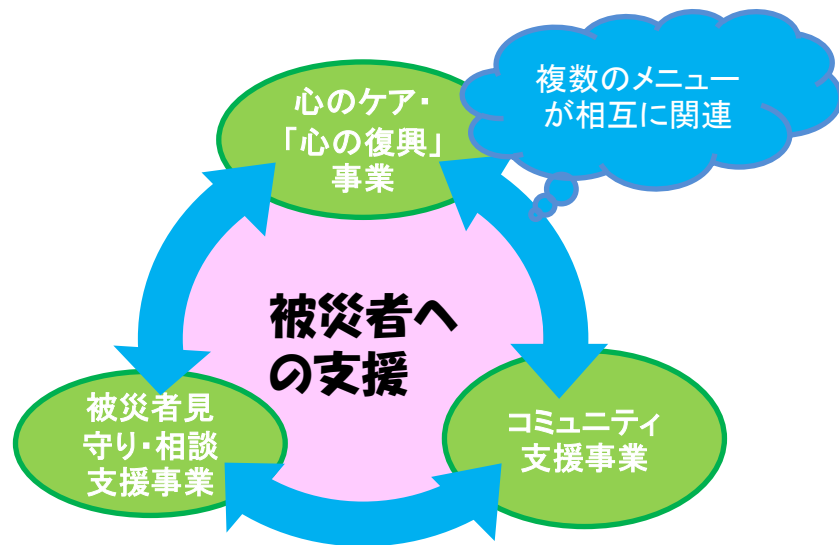


(12) - 3 被災者支援総合交付金

令和7年度概算決定額 77億円（令和6年度当初予算額 93億円）

事業概要

- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

復興庁	1. 被災者支援総合事業
	①住宅・生活再建支援 ②コミュニティ形成支援 ③「心の復興」 ④被災者生活支援 ⑤被災者支援コーディネート ⑥県外避難者支援

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
-----	------------------

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
-----	-------------------

IV. 被災地における健康支援

厚労省	4. 被災地健康支援事業
-----	--------------

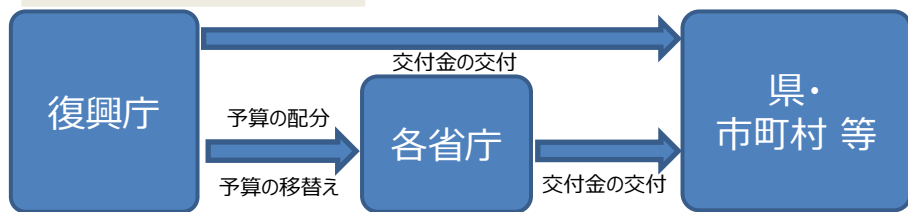
V. 被災者の心のケア支援

厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業
-----	-----------------

VI. 子どもに対する支援

こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

【参考】被災者支援総合交付金の各事業（実施例）

○ 平成28年度に創設され、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。

※福島県以外も対象

「被災者支援総合事業」の各事業（所管：復興庁）

住宅・生活再建支援 恒久住宅確保や生活再建の見通しが立たない方への「**住宅・生活再建に向けた相談支援**」

（例）住まいの確保に関する電話・訪問による相談対応等（福島県）

コミュニティ形成支援 災害公営住宅等における「**コミュニティづくり**」の支援

（例）行政機能を設置する避難先の町民交流施設においてコミュニティ支援員を配置し、町民同士のきずなの維持やコミュニティ形成を支援する事業を町直営で実施する（双葉町）



心の復興 被災者が**主体的**に行う「**孤立防止や生きがいつくり**」の支援

（例）飯舘村交流センターの各施設や村内農地を活用し、農業を通じた村民間の交流を行い村民の心の復興を目的とする（飯舘村）

被災者生活支援 被災者への「**日常生活**」の支援

（例）通学時の児童生徒の安全を確保し、保護者の不安を解消するとともに住民の帰還を促すため、スクールバスを運行する（富岡町）



被災者支援コーディネート 被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング

（例）福島県内各地域を訪問するコーディネータを配置（一般社団法人 ふくしま連携復興センター）

県外避難者支援 県外避難者の帰還や生活再建への支援

（例）全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付（福島県）



(12) - 4 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策

令和7年度概算決定額 20億円（令和6年度当初予算額 20億円）

目的・事業概要

○目的

国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、ALPS処理水に対する理解醸成、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、**国内外に対して効果的な情報発信を強化**する。

また、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う**地域の魅力や食品等の安全性等の情報発信の取組を支援**する。

○事業概要

新聞・テレビ・ラジオ・マンガ・インターネット・SNSなど**様々な媒体を活用し、放射線及び除去土壌の再生利用に関する基礎知識や福島の復興の現状、及びALPS処理水の安全性などを国内外に向けて情報発信**する。

また、市町村等が自らの創意工夫によって**地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備**について支援し、**継続的に発信できる基盤を整える**。

資金の流れ

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

復興庁

業務発注(請負)

民間事業者

(2) 地域情報発信交付金

復興庁

交付金

福島再生加速化交付金
(地域魅力向上・発信支援事業)

県・
市町村

事業イメージ・具体例

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



FMラジオ番組にて風評払拭に向けた取組を放送。取材時動画も配信

Fukushima Updates

Q Do agriculture, forestry and fishery products in Japan undergo appropriate inspections?

A Inspections are appropriately implemented based on national guidelines. Inspections are also highly rated by international agencies.

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、福島に関する複数の疑問にFAQ方式で回答

(2) 地域情報発信交付金



地域の魅力を発信するイベントの開催



水産物等の安全性を発信する情報発信コンテンツ（動画等）の作成

期待される効果

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

国内外において、放射線に対する知識や福島の復興状況及びALPS処理水に関する理解が促進されることが期待される。

(2) 地域情報発信交付金

地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

【参考】復興庁における情報発信の取組

- 福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」をはじめとした地元産品や地域の魅力について、様々な媒体等を活用し国内外に向けて情報発信。

＜国内向け情報発信＞

① 復興の現状を知ってもらうサイトの公開

2011年の東日本大震災と原発事故からの復興が進む福島県のことをもっと知ってもらうため、復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農林水産物等の魅力を伝えるためのサイト「福島の今」を公開。

② 児童・生徒向け動画の配信

ALPS処理水の海洋放出の安全性や、放射線の基礎知識及び風評対策等を伝えるための動画を配信。

③ 首都圏・近畿圏におけるTV番組の放送、動画の配信

福島県浜通りの魅力を伝える特番を令和6年10月11日に福島県、10月19日に首都圏、11月4日に関西圏で放送。また、取材の様子を収めた動画を配信。

④ FMラジオ番組の放送、動画の配信

福島で活躍する人物、地元産品の魅力などに焦点を当てた番組を月2回放送。また、取材の様子を収めた動画を配信。

⑤ 出前授業

国内の中高校に職員を派遣し、復興の現状、ALPS処理水の安全性、風評の影響等について出前授業を実施。
(R5:8校、R6:14校の予定)

⑥ 福島県における親子釣りイベント

「常磐もの」の魅力や安全性を親子に発信する親子釣り大会を令和6年10月27日に実施。

⑦ イベント・フェアでの情報発信

福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、「三陸・常磐もの」の魅力等を発信するイベント・フェアを開催。
(R5:3回、R6:9回の予定)



ALPS処理水に関する動画



浜通りの魅力を伝える特番



親子ヒラメ釣り大会

【動画実績】
・48本
・1,400万回再生

＜海外向け情報発信＞

① 海外紙での記事広告やWeb広告

福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、食・観光の魅力に関して、アジア、欧米で記事広告やWeb広告を展開。

② 福島復興の現状、ALPS処理水、食・観光に関する動画の配信

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」に、復興の現状と食・観光に関する動画を英・中・韓・仏・スペイン・タイ・ベトナムの複数言語で配信。

③ 福島復興の現状や魅力を発信するイベントにおけるブース出展

東南アジア・オーストラリアにおいて、地元産品や観光などの魅力を発信するイベントでブースを出展。また、東京で開催された太平洋・島サミットの機会を捉えて被災地の魅力を発信。

④ インフルエンサーによる情報発信

東アジア・東南アジア等で活躍するインフルエンサーを活用して、福島復興の現状や地域の魅力を発信。



ALPS処理水に関する動画



東南アジアでのイベント

【動画実績】
・39本
・5,600万回再生

(12) - 5 福島国際研究教育機構関連事業

令和7年度概算決定額 165億円（令和6年度当初予算額 155億円）

東日本大震災復興特別会計 164億円
一般会計 1.5億円

事業概要・目的

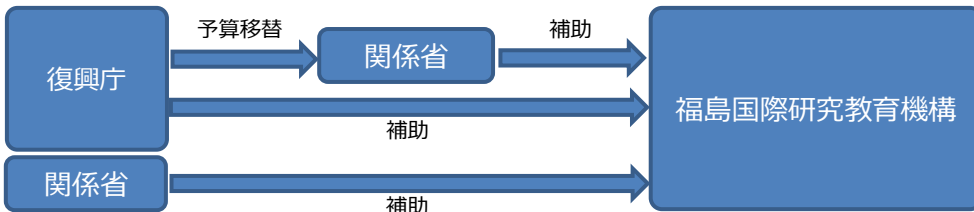
- 福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力強化を牽引する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指す「福島国際研究教育機構」を令和5年4月に設立した。
- 機構では、中期目標及び中期計画に基づき、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置き、機構の施設が整備される前にもできる限り早期に成果が得られるよう、研究開発等に取り組む。併せて、機構の施設整備等を推進する。
- このため、令和7年度において、機構における運営管理、研究開発事業等の実施に必要な予算及び施設整備等の推進に必要な予算を計上する。

期待される効果

- 福島国際研究教育機構の業務を円滑かつ着実に実施することで、福島や東北の復興及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する。

資金の流れ

【法人運営等、研究開発・産業化・人材育成】



【施設整備に向けた取組】



事業イメージ・具体例

〈 〉内は令和6年度予算額
※一般会計分を含む

(1) 法人運営等

- ・機構の運営管理
- ・研究開発等の支援体制の充実
- ・研究開発シーズの実現可能性を調査するFS調査の実施
- ・新産業創出等研究開発協議会等の開催による司令塔機能発揮
- ・機構の認知度向上に向けた取組 等

22億円〈20億円〉



(2) 研究開発事業等(研究開発・産業化・人材育成) 104億円〈99億円〉

- ・5分野の研究開発の推進
- ・研究開発の成果の産業化に向けた検討
- ・研究者による出前授業等の実施 等



(3) 施設整備等

- ・建物等の設計、敷地造成に係る設計・工事
- ・本施設用地の取得 等

38億円〈36億円〉



研究分野

【①ロボット】

複合災害を経験した福島で、廃炉や災害現場等の過酷環境で機能を発揮するロボット・ドローンの研究開発を行う。

【②農林水産業】

震災により大規模な休耕地や山林を有する地域特性を考慮し、新しい技術シーズの活用など、従来にない次世代農林水産業に挑戦する。

【③エネルギー】

既存の水素関連設備等を活用し、カーボンニュートラルを地域で実現する。併せて、先駆的なスマートコミュニティの実現に寄与する。

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

福島の複合災害からの創造的復興の研究基盤として、放射線科学（放射化学、核医学など）を据え、放射線やRIの利活用の検討を行う。

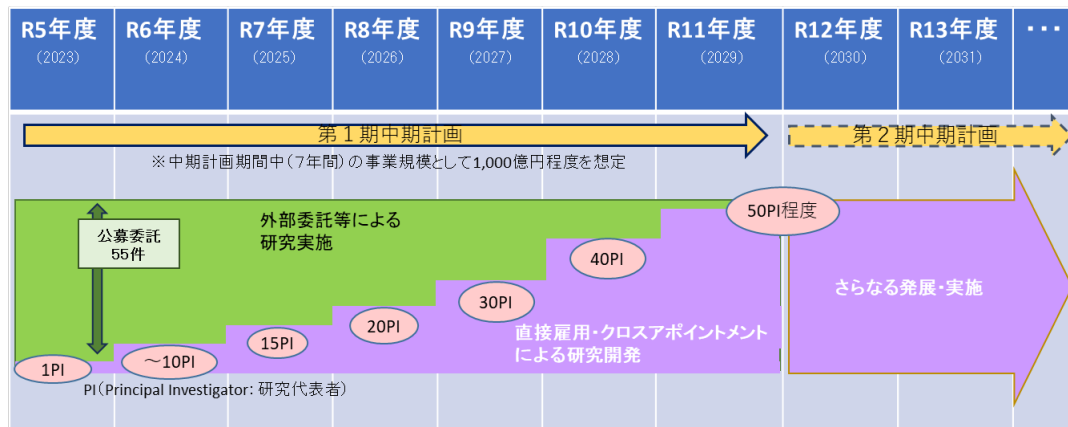
【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

福島の複合災害から得られる様々なデータを集積し、知見を発信することで、今後起こりうる災害への対策に資するとともに、まちづくりに貢献する。

【参考】福島国際研究教育機構（F-REI）の取組（4つの機能）

研究開発

＜研究実施体制＞



【今後の取組】

- ・令和6年度以降は、外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行予定。
- ・クロスアポイントメントを積極的に活用しつつ、国内外の優秀な研究者をPIとして選考又は公募により採用する方針。（現行の委託研究とは別テーマの研究も開始予定。）

産業化

○ネットワーク形成のためのセミナー等の開催

- ① 第1回F-REI産学官ネットワーク・セミナー（R5.1.13）
参加者：112社等278名（うち122名は会場参加）
- ② F-REI設立記念シンポジウム（R5.4.15）
参加者：約600名（うち258名は会場参加）
- ③ 第2回F-REI産学官ネットワーク・セミナー（R5.10.12）
参加者：76社等156名（うち113名は会場参加）



○シーズ・ニーズを把握するための市町村座談会の開催

農業、工業、商業等の様々な現場に伺い、経営者等からF-REIに対する多様なニーズや研究開発のシーズを聞き取るほか、市町村長等との直接対話を通じ、地域の産業構造や課題を把握。

R5年度中に、浜通り地域等15市町村すべてで開催。

R6年度は中通り、会津地域では地域別、浜通り地域ではテーマ別で開催予定。



【参考】福島国際研究教育機構（F-REI）の取組（4つの機能）

人材育成

○F-REIトップセミナーの開催

福島県内の大学、高校等の学生・生徒を対象として、最先端の科学技術の魅力、学ぶことの重要性などをテーマに、F-REI役員陣によるセミナーを開催。

R5年度は14機関、R6年度は法定協4機関で開催。



○エフレイ・サイエンスラボ

・小学生と保護者を対象に、科学を身近に感じてもらうための実験教室を開催（R5.10.15）

・エフレイ研究者の指導の下、高専生の企画による小中学生向けの学びの場を開催（R6.1.8）

（霧箱による放射線可視化と放射線計測等の実験実習）

・WRS過酷環境チャレンジ2025プレ大会の広報活動の一環として、県内小中学生向けにドローン教室を開催（R6.8.9）

・QSTと共催でサイエンスコミュニケーターと高専生が小学生に対し霧箱等の実験を通じて放射線などを教える科学実験教室を開催（R6.8.10）



○東北大学との連携大学院（連携講座）の設置

東北大学大学院医学系研究科に令和6年度から「放射性環境生体医学連携講座」を設置し、F-REIの研究者が東北大学大学院のポスドク、大学院生を指導。指導開始に向けて準備中。



○その他

（公財）福島イノベ機構が実施する高校生向けの出前授業プログラムの一環として、科学の楽しさを伝え、理系導入を促す授業を実施予定。

連携大学院制度等により、F-REIの研究者による研究指導など、大学院生や大学生等を対象とした人材育成を進める。

司令塔

○F-REI協議会の組織・運営

F-REI協議会の第1回会合をR5年5月10日に大熊町で開催し、第2回会合をR6年1月12日に富岡町で開催。R6年度は2回程度開催を見込み、第3回はR6年8月5日に双葉町で開催。

○連携協力に関する基本合意書等の締結

F-REIと大学・高専、関係自治体、企業などとの間で、研究開発・人材育成等における連携、双方の資源を有効に活用した協働活動等、締結先に応じた基本合意書（MOU）等を締結。



○施設統合

環境動態研究関係

次の施設における放射性物質の環境動態研究に係る部分についてF-REIに統合。

- ① 量子科学技術研究開発機構（QST）放射線医学研究所福島再生支援研究部福島研究分室、いわき出張所
→R5年4月1日 F-REIに統合（放射生態学ユニット）
- ② 日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同センター（CLADS）
- ③ 国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点

R7年4月 三春町に所在する環境動態研究部分をF-REIに統合予定
R6年7月8日に環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定を締結

福島ロボットテストフィールド関係

ロボット分野における研究開発成果の産業化のための実証等をより効果的・効率的に行えるようにする観点から、福島県が設置している福島ロボットテストフィールド（RTF）のF-REIへの統合に関し、福島県と協議に取り組む。

→ R7年4月の統合について、R6年6月14日に基本合意書を締結

(13) 令和7年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

○「令和7年度税制改正の大綱」の閣議決定を受け、復興庁より令和7年度税制改正の概要を発表。

1. 福島関係

農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置の**延長**

現状と課題

- 原子力災害被災12市町村においては、営農が再開される途上にあり、市町村、農業委員会の体制が十分でないことから、引き続き福島県が作成する農用地利用集積等促進計画を通じて農用地の利用集積を進める必要がある。
- 農地集積に係る税制特例について、福島復興再生特別措置法に基づき福島県が農地集積を行う場合においても、引き続き特例が受けられるよう措置を講じる必要がある。

改正の概要

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合（※）、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置について、適用期限を**令和9年3月31日まで2年間延長**。

※ 福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の**延長**

現状と課題

- 東日本大震災事業者再生支援機構においては、引き続き、被災事業者の事業再生支援を効果的に実行していくことが必要であるため、特例の措置を延長する必要がある。

改正の概要

東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画（※）」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合、みなし譲渡益を非課税とする特例措置について、適用期限を**令和10年3月31日まで3年間延長**。

※ 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（中小企業活性化協議会、東日本大震災事業者再生支援機構等の）準則に則り作成された計画をいう。

(13) 令和7年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

3. その他

(1) 住宅ローン減税の被災者向け措置に係る所要の措置

現状と課題

- 発災から13年が経過し、インフラ整備やまちづくり事業が進展するなど、総じて被災者の住宅再建に向けた環境が整ってきており、多くの地域で住宅再建が進捗してきている。
- 一方、帰還困難区域など、外的な要因により、依然として未だ住宅再建が困難な地域もみられる。
- こうした状況を踏まえ、帰還困難区域等に対象区域を限定した上で、引き続き住宅再建の支援を行う必要がある。

改正の概要

住宅ローン減税の被災者向け措置のうち、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積用件の緩和措置について、令和7年も引き続き実施。

- ・ 借入限度額：5,000万円（子育て特例対象個人が認定住宅等の新築等をした場合に限る。）
- ・ 床面積用件：合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡以上。

(2) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の廃止

要望の概要

避難解除区域等（※）内において、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合、帰還・移住等環境整備推進法人等の登録免許税等を軽減する特例措置等について、適用期限の到来等をもって廃止する。

※ 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。

改正の概要

令和7年3月31日をもって廃止。

(14) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（平成25年3月～）。
- 平成29年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、令和3年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した風評対策タスクフォースにおいて、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。（P41参照）

【参考】ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ（概要）

令和3年8月20日 原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（令和5年4月13日改訂）

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

（1）正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ ALPS処理水の安全性等に関し、詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすいコンテンツを作成、発信
- ・ トリチウムに関するモニタリング結果を発信
- ・ ALPS処理水の海洋放出と食品の安全性について、大臣のメッセージを動画により多言語で配信 等

（2）消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ 関心や理解の度合に応じて、インターネット、SNS等を含む多様なメディアを活用するとともに、広く関心を惹起するため、インフルエンサーを活用
- ・ テレビやラジオのCMや広告に加え、ウェブ上でのプッシュ型広告を活用
- ・ 科学的根拠に基づくわかりやすいウェブサイトの新設、バナー広告を展開 等

（3）消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立つて情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を実施 等

（4）教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業やワークショップ、教職員研修を実施
- ・ ホープツーリズムを推進するため、関係者を対象とした視察の実施 等

（5）政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 本タスクフォースの参加のもとで開催された広報の専門家等からなる有識者会議での提案・助言を参考に、情報発信等が更に効果的なものとなるよう検討 等

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

（1）福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討、実施 等

（2）実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

（3）アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

（1）各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 海外紙において広告記事を掲載し、インターネット広告を実施
- ・ 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

（2）海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 報道関係者の現地視察やオンラインブリーフを実施 等

（3）国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信

（4）輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

（5）国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ G7サミット及び関係閣僚会合の機会を活用して、食品の安全性やALPS処理水の処分等について情報発信 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

（1）ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象に実施したインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

（2）風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

（3）風評構造の分析

- ・ 広報の専門家等からなる有識者会議（前掲）での有識者の意見を参考に新たな施策を検討、実施 等

3 . これまでの支援事例

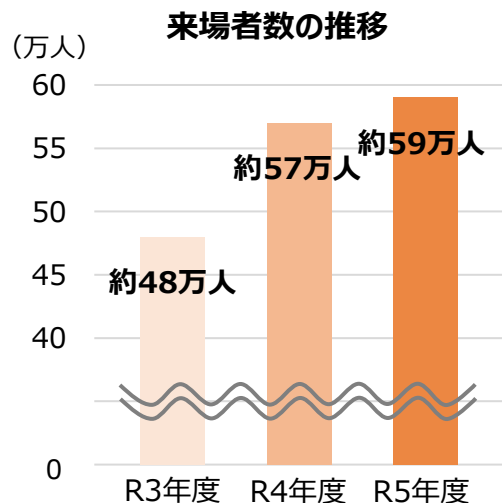
復興・再生に向けた支援事例【交流拠点】

浪江町 道の駅なみえ【主な支援策：福島再生加速化交付金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（※）など】

- 令和3年3月開所。館内には、新鮮な野菜や海産物などを扱う直売所や**福島12市町村では唯一の出店となる無印良品**、なみえ焼そばなどの“浪江のグルメ”を堪能できるフードコートなどが揃い、浪江町民や、浪江町を訪れる人々の生活と交流を支える場となっており、**来場者数が年々増加**（下図参照）している。
- また、隣接する「**なみえの技・なりわい館**」において、**浪江町を代表する酒蔵「鈴木酒造店」が、震災前に請戸地区で醸し続けてきた『磐城壽（いわきことぶき）』の酒造を10年ぶりに再開**。震災後、同酒蔵は山形県長井市に拠点を移していたが、現在は長井市と浪江町の2拠点で酒造を行っている。
- 他にも、**伝統的工芸品『大堀相馬焼』の展示販売や陶芸体験教室なども実施**している。
- 同館は、太陽光の他、世界最大級の水素製造拠点「**福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）**」で**製造された水素を用いて発電**し、館内の照明や空調などに活用するなど、浪江町※におけるスマートコミュニティ推進の一翼を担う。

※令和2年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言

（※）自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、P44参照



出典：浪江町HP



出典：道の駅なみえHP

【参考】自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和7年度予算案額 **110億円**（令和6年度当初予算額**122億円**）

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた福島県浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者等の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

事業概要

被災者等の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、以下の取組を行う。

I 製造・サービス業等立地支援事業

対象業種：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等
対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、植物工場・陸上養殖場施設、社宅、その他施設 等
補助率：中小企業 3 / 4 以内、大企業 2 / 3 以内

II 地域経済効果立地支援事業

対象業種：1) 全業種
2) 福島イノベーション・コースト構想の重点分野
※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、
④農林 水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙
対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等
補助率：1) 中小企業 3 / 4 以内、大企業 2 / 3 以内
2) 中小企業 4 / 5 以内、大企業 3 / 4 以内

III 商業施設等立地支援事業

対象施設：商業施設（①公設型、②民設共同型）
補助率：自治体、民間事業者等 3 / 4 以内

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

- I 製造・サービス業等立地支援事業
- II 地域経済効果立地支援事業
- III 商業施設等立地支援事業



対象経費	用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等
交付要件	I 投資額に応じた一定の雇用の創出 II 地元への経済効果の創出（雇用要件緩和）
実施期限	申請期限：R 7 年度末まで／運用期限：R 9 年度末まで

成果目標・事業期間

平成28年から令和 7 年までの10年間の事業であり、
I、IIについては、
長期的には「働く場」の確保（雇用創出）を目指す。
IIIについては、
長期的には商業回復を目指す。

復興・再生に向けた支援事例【産業関連拠点】

双葉町 中野地区復興産業拠点

【主な支援策：福島再生加速化交付金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金など】



- 町復興の先駆けとなる「働く拠点」。約50haの広大な敷地を備えており、令和6年9月現在、**24件の立地協定を締結しており、うち18件が中野地区での操業を開始している。**
- 同地区には、**東日本大震災・原子力災害伝承館や産業交流センター、復興交流拠点「フタバスーパーゼロミル エアーかおる双葉丸」**も立地しており、修学旅行やバスツアー等で立ち寄る訪問者も多く、産業を育むだけでなく、交流人口の拡大に大きく貢献し復興を牽引。
- インバウンド含む観光客受入から国際会議誘致までを可能とする**新たなカンファレンスホテルが令和7年度中に開業予定**。令和8年完成予定の**復興祈念公園にも隣接し、ホープツーリズムの中核にもなるエリア。**

大熊町 大熊インキュベーションセンター 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】

- 令和4年7月、**旧大野小学校を改修し、起業支援拠点として整備。ベンチャー企業等が入居し、育成を促進する場を提供している。**
- 外部からの見学や視察の来訪、問い合わせが絶えず、令和6年12月現在、**貸事務所8者、シェアオフィス登録122者。**

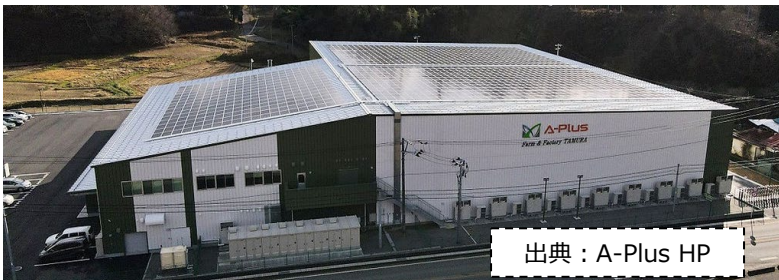
《入居企業例：in the Rye株式会社》

- 世界中の多様な国の人と1か月1か国ずつオンラインで出会い、リアルタイムに対話するダイバーシティ教育プログラム「ミーツ・ザ・ワールド」を提供する。同プログラムは、大熊町立学び舎ゆめの森も導入している。



復興・再生に向けた支援事例【先進技術】

田村市 A-Plus 【主な支援策：自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金など】



- 令和2年稼働の完全閉鎖型植物工場では、**播種から出荷までのあらゆる作業工程に日本最新鋭の技術を取り入れ、世界初の自動搬送システムや自動化された多くの機器を備える**など、省人化を図りながら、野菜や加工商品の生産性を大幅に向上している。
- また、従来は安定化が困難であった高品質の葉菜類や衛生度の高い商品の栽培を実現。GAP認証を取得し、**令和4年より大手コンビニエンスストアチェーンに供給**している。
- 海外からも注目を集めており、諸外国（ベトナム、ブラジル、UAE、オーストラリア、インドネシア）からも視察団が訪れている。

復興・再生に向けた支援事例【営農関連】

富岡町 富岡町野菜集出荷施設 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】

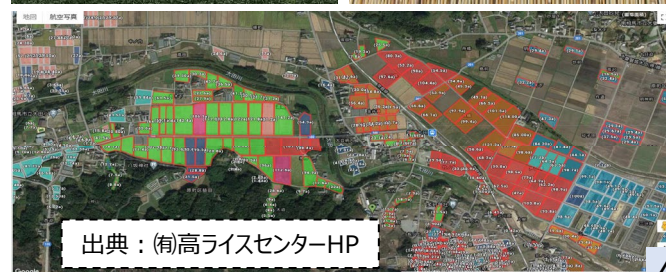


出典：福島さくら農業協同組合作成資料

- 双葉郡内では、新たな振興作物としてタマネギ※が栽培されており、栽培面積は約5年前と比べ10倍程度まで広がっている。
※多くの農家が浜通りオリジナル品種「浜の輝」の栽培に取り組んでいる。
- 双葉郡内で収穫されたタマネギは、本施設に集荷され、葉切り、乾燥、選果などの工程を経て、市場に出荷される。
- 本施設で一貫して作業を行うことにより、高品質な商品の安定的な出荷が可能となり、また、生産者の営農負担軽減による更なる生産量拡大が期待される。
- また、本施設では、双葉郡内のタマネギの生産面積の拡大と品質向上に向けて、JA職員等によるタマネギ栽培指導会等を定期的に開催している。

南相馬市 (有)高ライスセンター 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】

- 2年3作（水稻・小麦・大豆）の大規模ブロックローテーション※を行い、計230haの作付を行っている。
※異なる種類の作物を一定の順序で作る農業技術
- ドローンや自動操舵システム、ほ場管理システムなど、スマート農業技術を積極的に導入し、作業効率化を図っている。
- また、近隣農地延べ500haの除草を受託するなど、地域の営農再開に大きく貢献した。このような取組と経営発展により、令和4年度農林水産祭において、最高の栄誉である天皇杯（農産・蚕糸部門）を受賞。
- 6次産業化にも取り組み、同社の「多珂うどん」は地域を代表する商品。



出典：(有)高ライスセンターHP

復興・再生に向けた支援事例【6次産業化関連】

楡葉町 楡葉町特産品開発センター 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】



出典：楡葉町提供

- 楡葉町は、農業分野での更なるチャレンジとして、付加価値の高い6次産業化商品を開発・販売するため、令和5年4月に本施設を開所。
- 本施設では、楡葉町の主要作物である**さつまいも・柚子・お米**の処理・加工、新商品の開発等を行っており、令和5年6月には、**楡葉町産のさつまいもを使った6次産業化商品第一号「楡葉の干し芋」※が完成**。
※楡葉町内を中心に通年販売しており、期間限定で、JR東京駅など首都圏の駅にある「ニューデイズ」23店舗で販売された。
- 開発した商品は、現在、**中通りや会津の「リオンドール」、いわき市の「マルト」**などのスーパーマーケットチェーンに販路拡大中。

川内村 かわうちワイナリー 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】

- 令和3年6月に開所したワイン醸造施設。
- **かわうちワイン株式会社（平成29年設立、所謂第三セクター）は、川内村から本施設を貸借し、ワイン醸造に取り組んでいる。**
- 同社は、本施設に隣接する自社ぶどう畑4ha（植付数：15,500本）で醸造用ぶどうを生産している。
- 国内最大級のワインコンクール「**日本ワインコンクール2024**」において、**本施設で醸造した同社のワインが、欧州系品種赤ワイン部門で銅賞を受賞**。福島12市町村産ワインの受賞は同コンクール初となる。



出典：かわうちワイン株式会社HP



年度	ぶどうの収穫量	醸造数※
R4	約 4.8トン	約1.5万本
R5	約14.8トン	約2万本

※他産地ぶどうによる醸造数も含む



復興・再生に向けた支援事例【教育関連】

大熊町 大熊町立学び舎ゆめの森 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】



出典：大熊町立学び舎ゆめの森HP

- 震災後、避難先の会津若松市で運営していた大熊町立の学校が**約12年ぶりに帰還**し、令和5年4月から「学び舎ゆめの森」として教育活動を再開。
- **認定子ども園と義務教育学校が一体化したシームレス教育**を取り入れており、**0歳児の赤ちゃんから15歳の中学生までがともに学んでいる**。
- 令和7年2月時点で、**計73名が在籍**。同校の教育環境に魅力を感じ、**子どもを転入させるために移住（教育移住）する方も多い**。
- 「自分たちの町は自分たちで元気にしていく」という**内発的に行動する人材の育成**に向け、地域を巻き込んだ活動に積極的に取り組んでいる。令和6年6月の「**学び舎ゆめの森スポーツフェスティバル**」には、**町内外から約300名が参加**。

浪江町 浪江町立なみえ創成小学校・中学校、浪江にじいろこども園 【主な支援策：福島再生加速化交付金など】

- 「なみえ創成小学校・中学校」は、震災後、町内唯一の小・中学校※として平成30年4月に開校。※震災前は全9校（小学校6校、中学校3校）あった。
- **開校当初は小学生8名・中学生2名の計10名であったが、年々増え続け、令和7年1月時点で、小学生54名・中学生25名の計79名が在籍**している。
- 「浪江にじいろこども園」は、平成30年4月に「なみえ創成小学校・中学校」の校内に開園。**開園当初は計11名であったが、令和7年1月時点で、計65名が在籍**している。**定員を超過するクラスもあり、浪江町は施設増築に向けて検討を進めている**。



出典：浪江町HP

復興・再生に向けた支援事例【生活環境改善】

道路の機能回復 【主な支援策：福島生活環境整備・帰還再生加速事業など】



- 被災市町村の道路は、震災の影響により、通常の維持管理が行われておらず、ひび割れや路面の沈下等の損傷が進行している。
- 住民の豊かな生活の実現には、道路の機能回復が必要不可欠であり、復興庁は、生活環境整備・帰還再生加速事業（以下、生環加速事業）において、**住民の生活道路や、特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域等を結ぶ道路の機能回復事業（舗装や補修など）を実施**している。

鳥獣被害対策 【主な支援策：福島生活環境整備・帰還再生加速事業など】

- 原発事故の影響により、住民不在がしばらく続いた市町村では、**イノシシやニホンザル等の有害鳥獣が、住宅地や耕作地などに頻繁に出没。市町村をまたいで移動するため、多くの住民の生活環境に多大な被害を与えている。**
- 復興庁は、住民の安全で安心な暮らしに向け、生環加速事業において、**有害鳥獣の広域的な捕獲活動（罠の設置・管理など）や捕獲した個体の処理※、防護柵の設置など**を行っている。
※一部は、福島県が実施する放射線モニタリング調査に試料提供を行っている。
- また、**被害防除に関する研修会等の開催**など、住民自らによる鳥獣被害対策のスキーム構築・定着に向けた支援も行っている。



設置した
自動撮影カメラ

復興・再生に向けた支援事例【帰還再生加速】

広域 ふたばワールド 【主な支援策：福島生活環境整備・帰還再生加速事業など】

- 「ふたばワールド」は、双葉8町村住民の交流の場として平成11年まで開催されており、“ふるさとふたば”の復興に向けた意識を高めることを目的とし、**平成25年に約14年ぶりに再開**。
- 以後、**双葉郡8町村持ち回りで毎年開催**されており、本年度で10回目（令和2・3年度はコロナ禍の影響により中止）の開催となる。
- 「ふたばワールド2024」は令和6年9月に**広野町で開催され、約4,500人が来場**。双葉地方のマルシェのほか、復旧・復興の展示ブースなどが配置され、復興に向けた意識の高揚と住民帰還を促した。



ふたばワールド 2024 in ひろの
9.14 (土) ニッ沼総合公園
福島県双葉郡広野町 大字下北沼字大谷地原65-3
10:00~15:00 **入場 無料**

みんなが夢む...
ふるさとふたばの未来

イルカ
タスト
トークライブ
11:00 - 12:00
12:00 - 13:00
13:00 - 14:00
14:00 - 15:00

本堂健治 丸山桂葉奈未
さだの 大鍋フコシャク
カンニング竹山
ふたばワールド2024
双葉郡8町村持ち回り開催 022-796-3039

出典：楢葉町HP

【過去の来場者数】

- ・ 令和5年度：8,000人 [大熊町]
- ・ 令和4年度：5,000人 [双葉町]

復興・再生に向けた支援事例【被災者支援】

県全域（福島県への交付） 被災者の心のケア事業 【被災者支援総合交付金】



- 県内4カ所に設置した「**ふくしま心のケアセンター**」※において、**避難者への個別相談**など、被災者に対する地域精神保健活動を行っている。
※福島県より事業委託を受けた「一般社団法人福島県精神保健福祉協会」が運営
- 避難先の市町村や社会福祉協議会などの支援者に対しては、**研修、助言、メンタルヘルスのサポートなどを実施**している。
- 同センターでは、**避難者に多いアルコール問題への対応のため、啓発ポスターの作成・配布や支援者のための研修会の開催**などに取り組んでおり、同センターが例年開催している公開講座において、令和6年度は、「**アルコール依存症からの回復**」をテーマに、**講演と依存症回復者や支援者等による座談会**を実施している。

県全域（福島県への交付） **ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業** 【被災者支援総合交付金】

- 就職への不安・福島県での生活に対する不安等を取り除くため、被災地の就職に精通した進路アドバイザー（生活再建相談員）を各地区に配置し、生徒の希望に応じた就職情報等を提供している。
- 県内の高校生の将来の生活基盤安定に向け、学校での面談（年5,000回以上）や被災地で就職する不安を払拭するための講話、震災や復興関連事業を行う企業へのインターンシップ支援などを実施している。
- 県外に避難している新規高卒就職希望者に対しては、就職を希望する地域の企業求人情報の提供や「ふるさと福島就職情報センター」及び東京・名古屋・大阪・北海道事務所への情報共有などを行っている。



復興・再生に向けた支援事例【風評払拭等】

震災復興支援サーフィンイベント 『Kitaizumi Surf Festival』

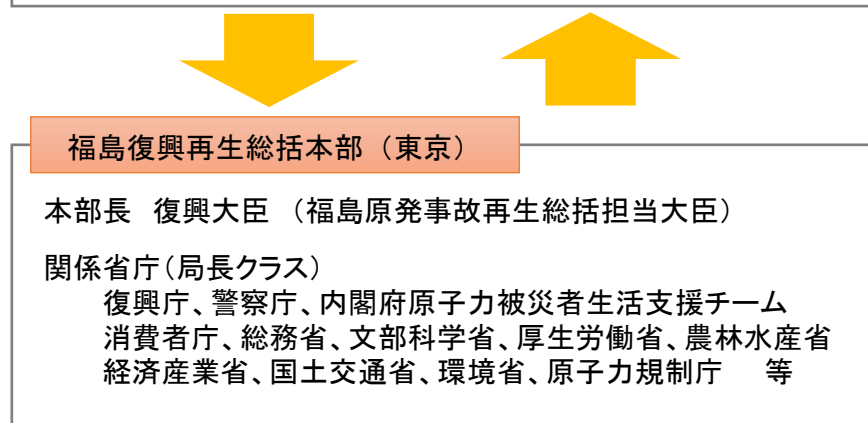
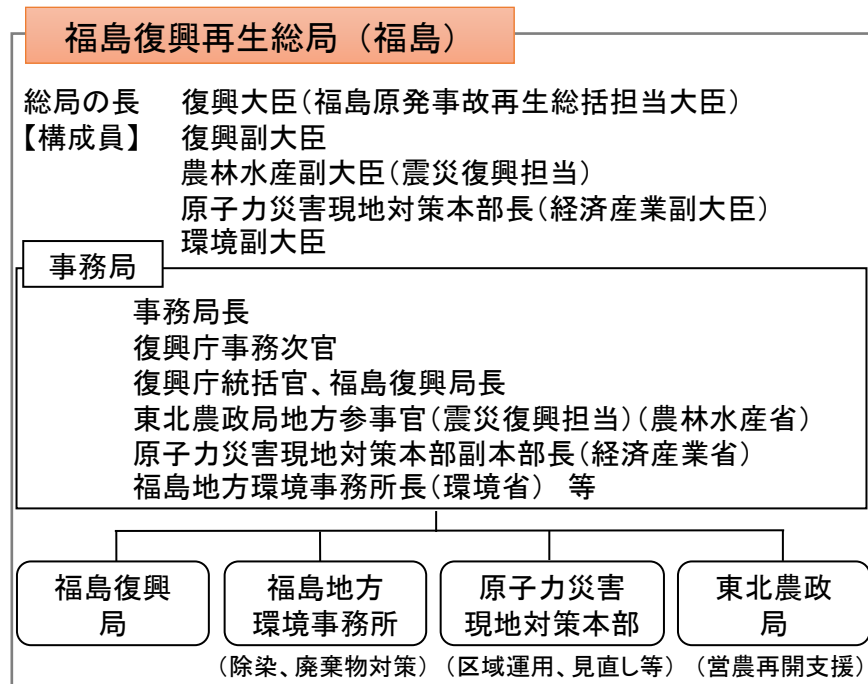
- 南相馬市の北泉海岸は“サーフィンの聖地”と呼ばれており、震災前はサーフィンの国際大会が開催されていたが、震災の影響により、大規模な大会はしばらく行われていなかった。
- 令和元年以降、全国規模のサーフィン大会が同地区で開催されるようになり、令和5年9月、国内外のトッププロサーファーを招待した大規模サーフィンイベント「Kitaizumi Surf Festival 2023」※が同地区で開催された。
(※) 復興庁、スポーツ庁及び経済産業省が後援。
- 海外から招聘した元世界チャンピオン等によるエキシビジョンや国内のトッププロサーファー約50人が技を競い合うトーナメントなどが行われた。また、乗馬体験など、地元の伝統や魅力を感じられる体験型イベントも併せて実施された。
- 日本全国から約1万人が来場し、福島県内のサーフィンイベントとして過去最高の来場者数を記録した。
- 「Kitaizumi Surf Festival 2024」は令和6年10月に開催。前年を上回る約150人の国内外のトッププロサーファーとボディボード選手が出場。



4. 関係省庁等との連携

(1) 福島復興再生総局

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。



主な取組

① 福島復興再生総局幹部会合の開催

原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、
現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策
を迅速に判断するため、福島において福島復興再生総局
を設置し、福島復興再生総局幹部会合を開催。

→ 現地において即断即決できる支援体制の強化、
省庁横断的な課題に対する連携が可能に。

② 福島復興再生総局事務局会議の開催

毎週、現地事務所の長及び担当管理職等が参集し、
情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務
局会議を開催。

→ 事務方トップクラスが総局に在勤し、総局事務
局会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

(2) 福島地方環境事務所の取組事例

【除染等】

① 除染特別地域（国直轄除染）

環境大臣による除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当

（田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の11市町村）

○H29.3 除染実施計画に基づく面的除染が完了



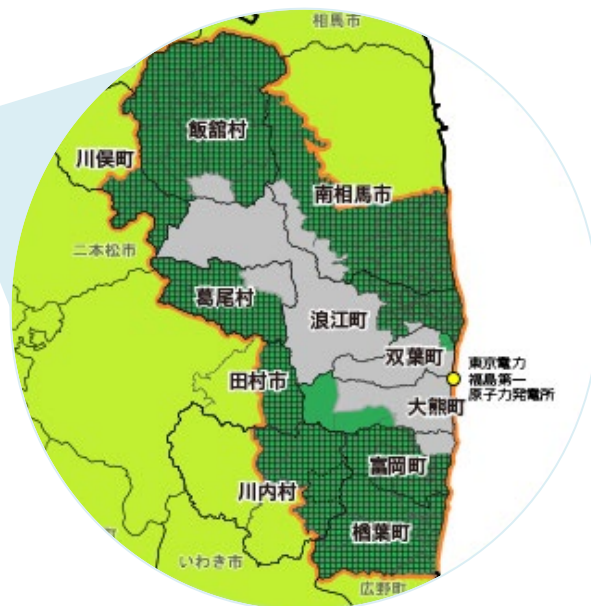
② 汚染状況重点調査地域（市町村除染）

環境大臣による対象地域の指定

（放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）以上の地域）

○H30.3 除染実施計画を策定した36市町村全ての面的除染が完了

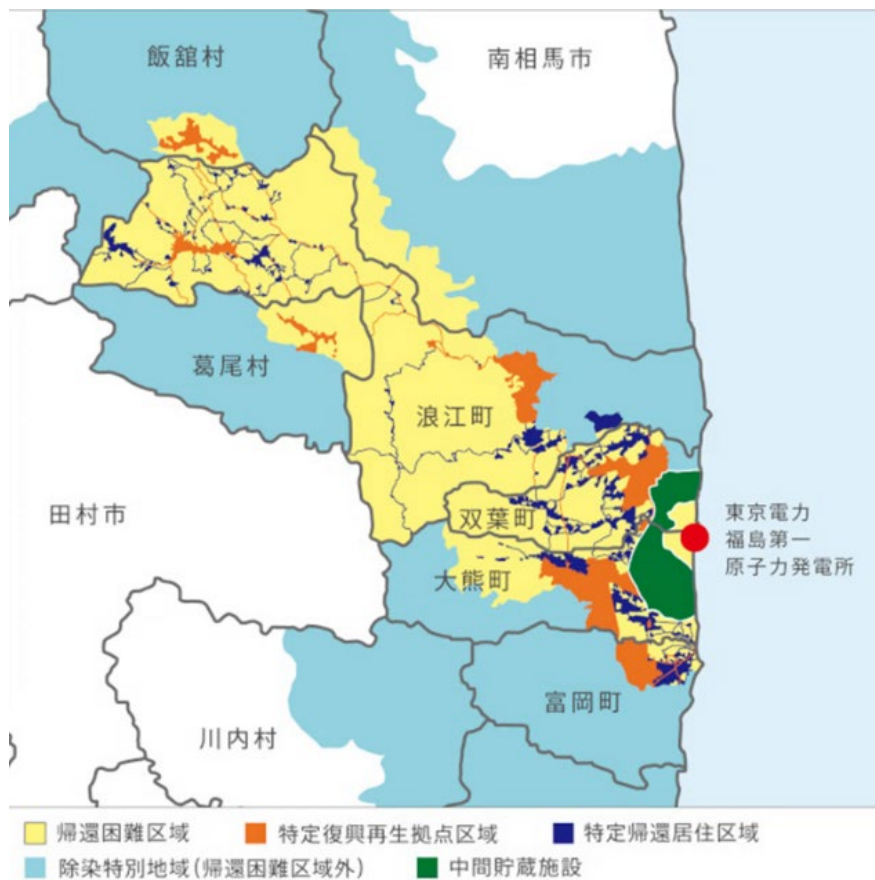
帰還困難区域を除き、
面的除染が完了



(2) 福島地方環境事務所の取組事例

【帰還困難区域における取組(特定帰還居住区域の除染・家屋解体等)】

◇特定帰還居住区域での除染の様子◇



(大熊町 下野上一区)



(双葉町 三字行政区)



(浪江町 羽附一区)



(富岡町 小良ヶ浜字深谷地内)

(2) 福島地方環境事務所の取組事例

【中間貯蔵施設の整備等】

○中間貯蔵施設

- ・福島県内で大量に発生した除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設。
- ・大熊町・双葉町に設置。

○貯蔵するもの（県内の除去土壌等の発生量は、H30.10時点の推計で約1,400万 m^3 ）

- ①仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）
- ②10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

※8千～10万Bq/kgは富岡町の特定廃棄物埋立処分施設で処分（R5.10埋立完了、帰還困難区域を除く）



中間貯蔵施設

事業の進捗状況と見通し

【用地】○民有地の契約面積率：予定地全体の約81.4%（民有地面積の約95.1%）（R6.12月末時点）

【施設】○受入・分別施設：H29.6に双葉工区、H29.8に大熊工区で運転開始

○土壌貯蔵施設：H29.12に双葉工区、H29.10に大熊工区で除去土壌等の貯蔵を開始

【輸送】○H27～R6年度：約1,405万 m^3 を輸送済み（R6.12月末時点）

○52市町村のうちR4年度までに帰還困難区域を除き、おおむね搬出を完了

○R6年度輸送予定量：約29.5万 m^3 （約28.4万 m^3 輸送済み/R6.12月末時点）



輸送車両の走行状況

(3) 東北農政局の取組事例

原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援

- 市町村派遣職員へ予算・制度等の情報を提供することで、営農再開・加速化に向けた市町村ごとの取組を支援。

市町村派遣職員の取組

震災により中断したゆず生産の振興（檜葉町）

- ・ 檜葉町では、約40年前に町内希望世帯にゆずの苗木を無償配布しゆずの栽培を推進。しかし、震災によりゆずの生産は中断。
- ・ 派遣職員は、ゆず生産の再生を目指す「檜葉町ゆず生産振興組合(組合員36名)」の設立（令和6年8月）に携わり、ゆずの剪定研修会や栽培勉強会を開催。
- ・ 檜葉町特産品開発センターでは、檜葉町のゆずを買取り、ドレッシングなどのゆず商品を開発し販売。



檜葉町ゆず生産振興組合設立総会

営農再開ビジョンの具体化に向けた取組（大熊町）

- ・ 大熊町では、令和4年度からの本格的な営農再開に向けて、「営農再開ビジョン」を策定（令和4年3月公表）。
- ・ 派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし、とりまとめに貢献。
- ・ 営農再開ビジョンの実現に向けて、農地集積が可能な農地を設定し、出し手と受け手のマッチングを調整。町内外の担い手と事業計画、栽培品目等の検討が進むよう調整。



農地図面への書き込み作業の様子

ほ場整備の事業化と計画の見直し（川内村）

- ・ 川内村では、営農再開に向け、令和4年度から県営ほ場整備事業を着手（6工区、面積約60ha）。
- ・ 派遣職員は、事業化に向け率先して協議・調整を進め事業採択に貢献。
- ・ より効果的な事業となるよう河川敷等の地区編入を含めた事業計画の見直しを提案し、関係部局との調整を牽引。
- ・ 農家説明や事業推進委員等地元関係者への情報提供にも積極的に関与。
- ・ 令和6年10月から工事に着工。



ほ場整備事業説明会の様子

人・農地プランから地域計画策定へ（広野町）

- ・ 広野町では、令和2年度から人・農地プランの実質化に向け着手。
- ・ 派遣職員は、農業者の意向確認や中心経営体へのヒアリングを行い、地区座談会での話し合いを取りまとめ、令和3年度までに全5地区のプラン実質化を実現し、町内全域での人・農地プランの作成を完了。
- ・ 令和5年4月、地域計画策定の法制化を受け、派遣職員は目標地図作成や座談会の開催に携わり、令和5年度に2地区の地域計画を策定。令和6年度は、残る3地区の策定に向けて推進活動を実施中。



地区座談会の様子

【参考】原子力被災12市町村における営農再開の取組事例

檜葉町

かんしょの産地づくり

- ・栽培・出荷体系が機械化されており、省力化を図ることが可能なかんしょ栽培に着目し、県外の企業を誘致し、平成30年から栽培を開始（約57ha（R5年））。
- ・福島再生加速化交付金を活用してかんしょ貯蔵施設を整備（令和2年9月）し、産地化に向けた取組を後押し。
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業を活用して、かんしょ共同育苗施設を整備（令和4年7月）し、12市町村向けに健全な苗を供給。



収穫作業の様子

特産品開発の取組

- ・農業者の所得向上を図るため、かんしょやゆずなどの地元農産物を活用し、付加価値の高い特産品開発や商品化を進める特産品開発センターを福島再生加速化交付金を活用して整備。
- ・生産から加工、販売へ一体的な流れを形成する拠点施設となる。
- ・また、特産品を通して町の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域の活性化にも寄与。



特産品として開発された干し芋

南相馬市

園芸作物の生産振興

- ・南相馬市小高区に、営農再開・加速化と地元住民の帰還促進等を図るため、福島再生加速化交付金を活用して園芸団地を整備。
- ・きゅうりやスナップエンドウなどの周年栽培のほか、水稻育苗にも取り組む。
- ・周辺のきゅうり生産者も選果場を活用することで、生産者の面積拡大、収量増加等が可能となり、所得向上につなげる。



きゅうりの栽培ハウス

担い手の確保

- ・農業法人等への農地集積が進み将来の担い手候補となることを見据えて、福島再生加速化交付金を活用して「みらい農業学校」を令和6年4月に開校。
- ・農業法人等への雇用就農に特化したカリキュラムにより学びの場を提供。
- ・浜通り地域での農業の担い手が不足する中、その課題解消につなげる。



開校式の様子

富岡町

ワイン用ぶどうを通じた街づくり

- ・町内の法人がワインを核とした街づくりに向けて、ぶどうを栽培。
- ・ほ場の整備、苗木購入費などの運営費は、クラウドファンディング等で確保し、苗木の植栽、収穫作業はボランティアを募り実施。
- ・今後、震災前の富岡町の人口と同じ1.6万本の植栽を目指し、富岡町産ワインの醸造のため、ワイナリーを整備し、令和7年4月にオープン予定。



ぶどう栽培ほ場

加工・業務用野菜への対応

- ・青果物の加工・販売等を行う県外の企業が、福島県高付加価値産地展開支援事業を活用して被災12市町村を中心に県内外の農産物を原材料とする野菜加工施設（カット野菜工場）を整備し、令和6年4月に操業開始。
- ・被災12市町村の営農再開や加工・業務用野菜産地形成を後押しするとともに、地元雇用の創出や帰還促進等にも貢献していく。



カット野菜工場を整備

(4) 福島相双復興官民合同チームの取組事例

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢263人（うち国の職員は45人。2025年1月1日現在）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,900の商工業者及び約2,700の農業者を個別訪問する（2025年1月1日現在）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

北村 清士（株式会社東邦銀行 顧問）

体 制

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福 島 県

原子力災害対策本部

(独)中小企業基盤整備機構

(5) 福島イノベーション・コースト構想推進機構の取組事例

概要

- 福島イノベーション・コースト構想の中核的な推進機関として、2017年7月に福島県が設立した法人。
- 以下の5本柱で、県からの受託・補助事業（2024年度は約30億円）を中心にソフト面の取組を展開。

① 産業集積

企業誘致、実用化開発や事業化の支援、企業間マッチング機会の創出など、産業集積を促進する取組を実施。



企業間マッチング



企業立地セミナー

② 教育・人材育成

浜通り地域等での大学等の教育研究活動や、初等中等教育でのイノベーション人材育成を支援。



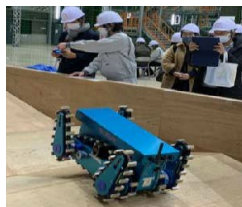
大学と地域の連携
(東京大学×新地町)



ICTを活用した水田管理実習
(相馬農業高校)

③ 交流人口の拡大

拠点の活用や地域の新たな魅力創造など、交流人口の拡大に向けた取組を実施。



拠点の視察ツアー(楢葉町)



拠点の視察ツアー(川俣町)

ふくしま12市町村移住支援センターの運営

12市町村の移住施策の支援と移住・定住の促進に向けた課題解決に取り組む。



情報発信ポータルサイト



総理との車座(センター長出席)

④ 拠点施設の管理運営

イノベ構想の各拠点について、運営を受託。拠点の利活用について県内外にPR。



福島ロボットテストフィールド



東日本大震災・原子力災害伝承館

⑤ 情報発信

シンポジウムの開催など、総合的な情報発信を推進。



シンポジウム



イノベ機構のSNS

(出典：「福島イノベーション・コースト構想推進機構の取組等について（2025年1月版）」を基に福島復興局一部改変)